

## 地域等ばら花壇の定義について

前提1 市内に位置していること。

前提2 広く市民等に公開していること。

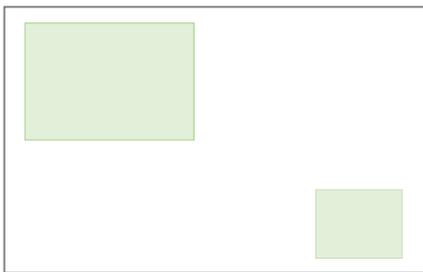
(限定的な公開であっても、誰もが目にすることができる場合を含む。)

前提3 個人宅でないこと。ただし、オープンガーデン実施の個人宅は対象とする。

前提4 愛情をもって管理していること。(定期的な管理・お世話が認められていること。)

前提5 ばらの植栽本数が概ね10本以上(目安の面積10㎡)あること。

プランターの場合は概ね10m程度以上の連続性が認められること。



(同一敷地内の場合の数え方)

管理者が異なれば、「2」と数える。<左図の場合>  
同一であれば「1」とする。

(例) 小学校など、校内に複数あっても管理者が同一であれば「1」とする。



(管理者が同一であっても位置が異なる場合の数え方)

「2」と数える。<左図の場合>

10m程度以上の連続性



プランター設置の連続性につき「1」とする。

国道2号などの道路植栽帯の場合

(原則) 1敷地(植栽帯)につき、管理者ごとに箇所数を数える。

・敷地(植栽帯)が異なる場合であっても、管理者が同一の場合は「1」とする。

ただし、近接していないと認められる場合は「2」とする。

**A** **B** 管理者(A・B)であるため「2」とする。

**A** **A** 管理者(A・A)であるため「1」とする。

**A** **A** 管理者(A・A)であるものの近接していないと認められる場合は「2」とする。近接しているかどうかの判断は、20m程度以上離れていることとする。